

記録保存を考えるー記録保存の今日的課題ー

西山太郎

I. はじめに

文化庁によって、埋蔵文化財を取り巻く諸問題を検討するため、1994（平成6）年に「埋蔵文化財調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下、「調査研究委員会」という）が設置され、「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」（註1）、「出土品の取扱いについて」（註2）などが随時検討されている。これらは調査研究委員会と協力者会議からなり、各方面の意見を聴いているので、現在の埋蔵文化財保護に対する意見を集約したものととして重要である。

ところで、前者に係る報告では、開発事業と埋蔵文化財との円滑な調整について、「埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、…（中略）…できる限り現状保存を図るとともに、現状保存できない場合には、発掘調査を実施し、貴重な文化財のもつ情報を記録の形で残している。」（p.6）とし、「埋蔵文化財保護行政における開発事業との調整の進め方、個々の埋蔵文化財の取扱い内容等について、一層の「客観化」「標準化」が必要である。そのため、それぞれの地域において、埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格をできる限り正確に把握し、広くその情報を公開するとともに、発掘調査の効率化、迅速化、発掘調査機関と費用算定基準の設定、出土遺物の保管・活用方法の開発等の諸課題に適切に対応することが必要である。」（p.7）と述べる。

ここで考えたいのは、実務的内容ではなく、その前提としての埋蔵文化財の保護についてである。埋蔵文化財包蔵地に土木工事が行われる場合、現状保存するように努め、やむを得ない場合にその代償行為として「文化財のもつ情報を記録の形で残」（p.6）すことになる。これは“記録保存”と呼ばれ、“現状保存”に対比される埋蔵文化財用語として定着している。

しかし、これについて十分に考えてきたことが

あったのであろうか。埋蔵文化財を取り巻く環境の厳しいと言われている今日であるからこそ、これまでもまして埋蔵文化財の取扱いの基礎ともいえる記録保存について検討する必要があるのであるまいか。

そこで、ここでは記録保存という用語の系譜を振り返り、その今日的課題について考えてみたいのである。

II. 埋蔵文化財保護の変遷にみる記録保存

1. 史蹟遺物保存における記録保存

わが国の文化財保護措置は、明治維新後の神仏分離令による廃仏毀釈や寺院の経済力の衰えなどによって、文化財の破壊と散逸がめだつようになり、古器旧物類の保全を図ることの必要性から『古器旧物保存方』（明治4年制定）の制定されたのが最初である。

埋蔵文化財については、『古墳発見ノ節届出方』（明治7年5月2日、太政官達第59号）及び『人民私有地内古墳等発見ノ節届出方』（明治13年11月15日、宮内省達乙第3号）が公布され、開墾等不時発見の際の届け出制度が定められた。また、1972（明治10）年には、埋蔵物を発掘した場合、内務省に届け出ることが布告された（『遺失物取扱規則』太政官布告第56号）。1899（明治32）年には『遺失物法』が制定され、「學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋蔵物」（遺失物法第13条）を発見した時は、警察に提出することが義務付けられた。同年、内務省は『學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取扱ニ関スル件』（明治32年、内務省訓第985号）の訓示を出し、発見された遺物は「古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料」は宮内省、「石器時代ノ遺物」は東京帝国大学へ通知することとしてその保管を図った。

1911（明治44）年3月の第27回帝国議会（貴族院）では、土地開拓、道路新設、鉄道開通、市区

改正、工場設置、水力利用など人為的原因で旧跡や天然記念物が破壊の危機にあるにもかかわらず、古社寺や美術工芸品等が『古社寺保存法』により保存されている一方で、史蹟名勝天然記念物には保存措置が講じられていないことから『史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案』が議決された。また、宮址、城墟、古刹などの史跡、珍異の樹木、禽獣魚介など天然記念物、あるいは山岳丘陵、湖沼漠布など名勝が「科学芸文」の考証としての価値があり、「我邦同胞ニ性質ヲ涵養陶冶セシムルノ力ナリ」として、それらの保存を目的とした『史蹟名勝天然記念物保存協会』が1911(明治44)年12月に設立された。これに対して、同年11月には「史蹟保存に関する建議書草案」(註3)が黒板勝美・高橋健自両氏によって起草され、翌年には内務大臣あて提出された(註4)。また、黒板勝美氏による「史蹟遺物保存に関する意見書」(註5)が史学会で決議された。ここに史蹟遺物保存の保存方法の一つに記録保存が明記されている。さらに、1915(大正4)年には黒板勝美氏によって「史蹟遺物保存に関する研究の概説」が発表された(註6)。そして、1919(大正8)年には『史蹟名勝天然記念物保存法』が公布されることになった。

ところで、“記録保存”という用語はどのように使用されていたのであろうか。齊藤忠・田中琢・河原純之氏らによって高く評価されている黒板勝美氏の一連の論文をみてみよう(註7)。黒板勝美氏の「史蹟遺物保存に関する意見書」(以下『意見書』と呼ぶ。)、
「史蹟遺物保存に関する研究の概説」(以下『概説』と呼ぶ。)は記録保存の意味を考えるうえで重要である。ここでは、黒板勝美・高橋健自の「史蹟保存に関する建議書草案」(以下『草案』と呼ぶ。)も参考にして、“記録保存”という用語について考えてみたい。

記録保存という用語であるが、これは『意見書』が初見であり、『概説』にも見える。まず、“史蹟”“遺物”とはなにかについてみておこう。

『概説』では、史的記念物を不可動的なものとし、可動的なものに分け、前者を史蹟、後者を遺物と称し、広義には「一塊の土、一つの石、何等史的痕跡が加わって居ないやうに見ゆるものでも、或いはその実有つたものであるかも知れぬ。唯研究が及ばぬために、その痕跡を未だ発見し得ぬのではなからうか。」とし、保存は「国家として積極的

に実行せねばならぬ。従ってそれには更に狭義の範囲を定むる必要があるのである。」という。さらに、保存せねばならないものとして、①「我が国内で過去祖先以来我が国民の活動した痕跡を遺し、又はその活動によって生じたる製作品で、それが歴史や美術の研究上必要と認められるもの、例へば古い寺院とか、宮殿とか、墳墓とか、又は古戦場にしても古城塞にしても、或いは彫刻絵画等と言うに及ばず、古文書古記録、その不可動と可動とは論なくすべて」、②伝説的な史蹟遺物、③歴史上我々祖先以来の活動と密接なる関係を有する天然状態、をあげている。

このような史蹟や遺物の保存方法として、『意見書』では現状保存、復旧保存、模型保存、表彰保存、記録保存を並列したうえで、記録保存について、「記録上に史蹟に関する明細な記載を留むるを謂ふ、これ実に差別不可附なる根本義よりして台帳法の実行に入りたる保存法にして、第1の現状保存と共に、史蹟遺物の保存法中最も緊要なるものに属す」もので、「他の保存法と平行して、必ず実行せざるべからずものにして、寧ろその準備事業とも称すべきものに属し」ていて、函面写真等によって行うとしている。また、『概説』では保存方法として現状保存、復旧保存、模型保存、表彰保存、記録保存を並列したうえで、「記録として史蹟遺物に関係した事を詳細に記載することであり…調査と云ふ事が之に当たる…。後になって何んにも遺蹟がなくても、記録によって模型が造られ、或は表彰することも出来る」と云ふ風に、記録保存と云ふことをその基にして保存法を拵えて往きたい…」としている。これらにさかのぼる『草案』では、記録保存という用語を用いていないが、「先づ現状の写真実測図等の記録を製したる後…遺跡の構造、遺物の状態及びその配置等を調査し、復旧すべきものは復旧して保存すべし。」とし、保存方法について現状保存、部分保存、復旧保存、模型保存、表彰保存を列記している。

このように考古学の研究がようやく定着した明治時代末年から大正時代に、史蹟保存思想の普及及び保存方法が提起されたことに驚きを感じる。それらが発表されてから、25年近く経たのち、黒板氏は「考古学者が史蹟保存に対して、更に一段の関心を有し、この事業の達成に向かって大いに努力すべき」として、「殊に考古学的研究が史蹟

保存の基礎調査そのものであらねばならぬことを主張して1日も早くこれに着手せらるることを得、以て郷土愛護の精神を高調し、史蹟保存の意義を徹底しむるは、一に考古学者の任務として、調査研究のうえにいそしむ所かなければならぬと信ずる」と(註8)、研究者に対して史蹟保存の重要性を問題提起されているのである。

なお、『意見書』『概説』には史蹟遺物保存の根本義が示されている。現在の埋蔵文化財の保護に通じる考えもあり、埋蔵文化財の保護を考えるにあたって重要な論文である。

2. 開発事業に伴う記録保存

第2次世界大戦が終了すると、歴史教科書には冒頭に石器時代が現れ、考古学の成果が取り入れられるなど歴史教育も大きく変わった。考古学界においては、1946(昭和21)年11月から静岡県登呂遺跡の発掘調査が実施され、第1次考古学ブームの契機となった。また、1949(昭和24)年には、群馬県岩宿遺跡の発掘調査が実施され、今から1万年を遡る石器が発見され、日本の考古学界に大きな反響を与えた。

一方、文化財行政では、1949(昭和24)年1月の法隆寺金堂の火災を契機として、1950(昭和25)年5月に『文化財保護法』が公布され、8月29日から施行された。これによって、国宝保存法、史跡名勝天然記念物保存法及び関連法規が廃止された。また、1951(昭和26)年には、『埋蔵文化財の取扱いについて』(註9)によってその取扱い方針が示された。

文化財保護法は1954(昭和29)年5月29日に改正(第2次)された。この特徴は、埋蔵文化財に関する規定が第4章として独立された点であり、埋蔵文化財が明文化された。これは遺跡が各種開発事業の増大によって滅失する危機に直面するに対応するものであった。この運用方針は「文化財保護法の一部改正について」(註10)によって通達された。同通達には「法57条の2の規定を設けた趣旨は、土木工事等により貴重な遺跡が破壊される以前に調査を行い、又は工事中立ち合って遺物の散逸を防止し、記録を作成する等遺跡の保存、記録等のためできる限り適切な措置をとろうとするにあたるのであるから」とあり、記録保存という用語は直接的に使っていないが、その趣旨が明記

された。折しも、1957(昭和32)年の国会で『国土開発縦貫自動車道建設法』が可決され、日本も高速自動車時代に入った。これに伴って埋蔵文化財の調査も本格化し、その先鞭として名神高速道に伴う調査が開始され、埋蔵文化財の発掘調査に事業者負担が導入されるなど埋蔵文化財の新時代を迎えることになった。こうしたなか、1964(昭和39)年2月10日付けで文化財保護委員会から建設省・各公団等に『史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について』(註11)が通知された。これによって開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い方針が具体化してゆくことになる。

①史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等については、原則として当該計画から除外すること。

②現状変更が行われ、または滅失することとなるものについては、貴機関が、関係都道府県教育委員会に委嘱して、事前発掘調査等を行い、記録保存の措置をとること。

ここに行政用語として“記録保存”が明示され、以降、広く使用され、定着することになるのである。これに関して文化財保護制度に解説を加えた和田勝彦氏の論文に注目したい(註12)。

和田勝彦氏は、記録保存すなわち「工事前の発掘調査と調査の記録は、遺跡、遺物の性格、工事内容等から現状保存が困難な埋蔵文化財についてその記録を保存することによって将来の研究等の支障とならないようにするための措置」(p.151)とし、「そのような措置は、文化財保護の立場からは、望ましくないが最低限度に必要なものである。」

(p.171)と解説を加えられている。ここでは“記録保存”が『意見書』等のように保存方法の手段とした位置付けでなく、開発事業の増加に対処するために「将来の研究等の支障とならないようにするための措置」であるとし、遺跡の現状保存に対峙する用語として定義されたのである。

『意見書』等に見える記録保存は史蹟の保存を念頭においていた。しかし、開発事業を前提とした現在の埋蔵文化財は、一度発掘調査されると、二度ともとおりに復元できないのであり、いかなる精緻な発掘調査を行うとしても、埋蔵文化財を復旧・復元することは不可能なのである。この点から、開発事業に伴う記録保存が「将来の研究等の支障とならないようにするための措置」であ

るとするのは、妥当な考えである。

ところで、和田氏は、記録保存のための発掘調査は「緊急調査と呼ばれる」、埋蔵文化財の範囲、性格等を把握するための発掘調査は「試掘調査とも呼ばれることがある」と注釈し(p.152)、両者を明確に分けている。これは発掘調査費の負担について前者を原則として開発事業者、後者を地方公共団体及び国が負担すべきとしていることから分かる(p.172)。つまり、記録保存のための発掘調査は開発事業に対処するための措置であり、試掘調査は埋蔵文化財を保護するための検討資料を得ることを目的とした埋蔵文化財の範囲、性格等を把握するための調査である。

記録保存に関する最新の考え方は、調査研究委員会報告を基とした文化庁通知の第3項の発掘調査経費負担に関する項から知ることができる(註13)。

「文化財保護の基本的理念としては、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等が計画され、埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合には、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、」さらに「原因となった開発事業等の事業者に当該発掘調査の実施とその経費の負担を求めることとしているものである。」とある。「発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存すること」を記録保存とし、現状保存と対峙した用語として使用していると解されよう。

なお、記録保存という用語に関して、開発事業にともなって発掘調査が増加し、遺跡が「調査終了後そのまま破壊される場合がいかに多いか。」という観点から、“記録保存”を「遺跡を破壊しているという現状からすると、「記録処理」という用語にかえるべきであろう。」(註14)、また「「記録保存」は「原因者負担」とあいまって国民共有の歴史的文化的な遺産である文化財を大規模に大量に破壊するという重大な問題性と罪業を包み隠し、開発側にいわば文化財破壊の免罪符を与えるような役割をも果たした。」(註15)と批判的、否定的にとらえる考え方もある。

III. 記録保存の今日的課題

現在、使用されている記録保存という用語は、

黒板勝美氏が唱えられた“記録保存”とは内容を変えて、その当初から開発事業の増加に対応するために行政上使用されたものである。このことからすると、記録保存がその状況に対応して変化してゆくことも自明の理といえよう。その意味で記録保存を考えることは今日的課題といえるのでなかろうか。

記録保存は、現状保存とともに埋蔵文化財保護の基礎的事項である。それゆえ、記録保存に対する理解が異なれば、その取扱いも異なるのは当然である。開発事業に対応した記録保存は、「将来の研究等の支障とならないようにするための措置」であり、「そのような措置は、文化財保護の立場からは、望ましくないが最低限度に必要なもの」(註16)であった。しかし、昨今の厳しい社会状況下、これをより限定的に取扱うことが各方面から要請されている。埋蔵文化財がこのような状況にある今日、記録保存とはなにかについて検討し、共通理解することが望まれるのでなかろうか。

記録保存を検討するとは、「発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存すること」について、その意味を考えることである。

一般的に埋蔵文化財は遺構・遺物及びそれらの複合した遺跡と考えられよう。記録とはそれらに内在する情報であるとともに、それを記録化した資料ともいえる。遺構の場合、その記録は調査後実見できなくなるという点で、情報が図面・写真などに資料として置換されたものである。遺物の場合、その記録はそれが実見できるという点でそれ自体が資料であるとともに、その情報が図面・写真などに資料として置換されたものである。したがって、埋蔵文化財の記録を保存するとは、情報を保存するとともに、資料としての遺物、情報の置換された図面・写真など資料を保存することといえよう。これらの活用の利便を図るための資料が発掘調査報告書と言えよう。

ここで考えねばならない点は、埋蔵文化財に内在する情報の内容を検討し取捨選択して、どのように資料化するかである。さらに、その結果としての資料を選別し、いかに保存するかである。現在、問われているのは、これらの共通理解なのでなかろうか。

なお、調査研究委員会においては、出土品について保存・活用の両面から検討を加え、その選択

を要請している(註17)。また、文化庁次長からその取扱いについて、通知があった(註18)。そのような出土品の取扱いは現実的に緊要な問題である。

いずれにしても、埋蔵文化財を取り巻く環境が厳しい時であるからこそ、考古学に携わる我々はこれまでにままして、記録保存とは何かという埋蔵文化財保護の根源的問題を今日の課題として考える必要があると思うのである。

(註)

1. 文化庁文化財保護部記念物課 1996(平成8)年4月「埋蔵文化財保護体制に関する調査結果の報告について—埋蔵文化財保護体制の整備充実について—」『月刊文化財』391号
2. 文化庁文化財保護部記念物課 1997(平成9)年5月「埋蔵文化財保護体制に関する調査結果の報告について—出土品の取扱いについて—」『月刊文化財』404号
3. 黒板勝美・高橋健自 1911(明治45)年1月5日「史蹟保存に関する建議書草案」『考古学雑誌』第2巻第5号
4. この経緯は次の通りである。明治44年11月9日の日本考古学会評議員会で、内務省が調査している史蹟保存に関して、意見を提出することで起草委員に黒板・高橋両氏を委嘱し(『考古学雑誌』第2巻4号 明治44年12月5日)、「草案」が黒板・高橋両氏によって起草された(『考古学雑誌』第2巻5号 明治45年1月5日)。この「草案」は会員に配布、意見を聴して、取りまとめて浄書され、明治45年3月には内務大臣に提出したとある(『考古学雑誌』第2巻8号 明治45年4月5日)。
5. 黒板勝美 1911(明治45)年5月20日「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雑誌』第23編第5号
6. 黒板勝美 1915(大正4)年1月、3月、5月、7月「史蹟遺物保存に関する研究の概説」『史蹟名勝天然記念物』1-(3)~(6)
7. 齊藤忠 1990(平成2)年1月『日本考古学史の展開』学生社
齊藤忠 1977(昭和52)年12月「遺跡保存の歴史—明治・大正期を中心として—」『考古学研究』第24巻第3・4号
田中琢 1982(昭和57)年5月「遺跡遺物に

関する保護体制の確立過程」『考古学論考』小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会(株)平凡社

8. 黒板勝美 1936(昭和11)年8月1日「史蹟保存と考古学」『考古学雑誌』第26巻第8号
9. 1951(昭和26)年9月25日付け文委庶第71号『埋蔵文化財の取扱いについて』(文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて通知)
10. 1954(昭和29)年6月22日付け文委企第50号『文化財保護法の一部改正について』(文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて通達)
11. 1964(昭和39)年2月10日付け文委記第14号『史蹟名勝天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について』(文化財保護委員会事務局長から建設省官房長・日本国有鉄道副総裁等あて依頼)
12. 和田勝彦 1979(昭和54)年8月25日「文化財保護制度概説」『文化財保護の実務』柏書房
13. 1996(平成8)年10月1日付け庁保記第75号『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について』(文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知)
14. 小笠原好彦 1990(平成2)年6月25日「文化財保護行政」『遺跡保護の事典』文化財保護全国協議会(株)三省堂
15. 田中義昭 1990(平成2)年6月25日「記録保存」『遺跡保護の事典』文化財保護全国協議会(株)三省堂
16. 註11. 参照。
17. 註2. 参照。
18. 1997(平成9)年8月13日付け庁保記第182号『出土品の取扱いについて』(文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長)

[参考]

黒板勝美氏は史蹟保存の重要性を積極的に論じ、考古学界に警鐘を鳴らした。ここではその内から3編をみておきたい。なお、章立ては原文のままとしたが、小見出しは筆者が適宜付した。

- 1) 黒板勝美・高橋健自 1911(明治45)年1月5日「史蹟保存に関する建議書草案」『考古学雑誌』第2巻第5号
- 2) 黒板勝美 1911(明治45)年5月20日「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雑誌』第23編第5号
- 3) 黒板勝美 1915(大正4)年1月、3月、5月、7月「史蹟遺物保存に関する研究の概説」『史蹟名勝天然記念物』1-(3)~(6)
- 4) 黒板勝美 1936(昭和11)年8月1日「史蹟保存と考古学」『考古学雑誌』第26巻第1号
- 5) 黒板勝美 1912(大正元)年9月5日「古墳発掘に就いて考古学会会員諸君の教を乞う」『考古学雑誌』第3巻第1号

『史蹟保存に関する建議書草案』

1、史蹟保存の急務

- (1) 考古学とは 「…考古学は実にこの遺跡と遺物との研究を目的とするもの、その湮滅散亡を防ぎ、以て過去文化を闡明すべき学術に属せり。…記録文書の存せる時代に於ても遺跡遺物と相待つて史実を研究すべきもの甚だ多し。これ我が考古学の国史に最も必要なる所以…」
- (2) 史蹟の定義 「史蹟を汎く解せば一塊の石一杯の土史蹟ならざるものなけん。然どもかゝる広義に於ける史蹟を保存せむは徒に社会の進運を阻止し、文明の発達を防遏するにとゞまらむのみ。吾人の見地よりすれば、必ずや或事実をその遺跡の上に見るべき徴証を有せるものたらざるべからず。換言すれば、徴証によりて或時代に一個人或は社会がなしたる仕事を観察すべきものにして、畢竟今日に保存せられたる或時代の記念物を指すなり。…」
- (3) 史蹟の保存 「…如何に保存せらるべきかといふ問題は常に専門家の研究を経て後学術上の価値によりて決定せらるべし。」「…十分その性質を究めたる上始めて保存すべきか否かを決し、その価値を認めて後こゝに保存方法を定めむとするなり。…何等の实地調査を加へず、

そのまゝ之を保存するのは真の学術的保存にあらず。先づ現状の写真実測図等の記録を製したる後、一応之を発掘し、遺跡の構造、遺物の状態及びその配置等を調査し、復旧すべきものは復旧して保存すべし。…」

2、史蹟の種類

- 第1 祭祀宗教に関するもの／第2 政治及兵事に関するもの／第3 商工業に関するもの／第4 交通及土木に関するもの／第5 日常生活に関するもの／第6 農業に関するもの／第7 先住民族に関するもの／第8 雑

3、保存方法

- (1) 現状保存 「史蹟そのものの現状のままを保存するをいふ。…然れども場合によりては一応発掘調査して現状に復旧すべき…」
- (2) 部分保存 「全体を保存すること能はざるもの或は全体を保存する必要なきものは一部を保存して可なり。この場合には全体は模型保存をなし、或は図を製し保存すべし。…」
- (3) 復旧保存 「古社寺城廓等の保存はこの保存によるべし…当時の心持にて当時の方法によるにあらずば真正の復旧にあらずとは近来の定説なり。…」

- (4) 模型保存 「現状保存にて久しく保存に堪へざるもの、或は部分保存の価値あるものは、別に模型を製して保存すべし。」

- (5) 表彰保存 「史学上の価値の少なきものも又は価値あるも他の保存方法による能はざるものは表彰法によるべし。…」

4、史蹟保存の実行と其取締(省略)

5、欧米に於ける実例(省略)

『史蹟遺物保存に関する意見書』

第1章 叙言(省略)

第2章 史蹟とは何ぞや

- (1)「地上に残存せる過去人類活動の痕跡中不動的有形物にして歴史美術等の研究上特に必要あり便宜を與ふるもの」
- (2)「変化し易き天然状態の過去人類活動と密接なる関係を有するものにして偶々今日にその旧態を留むるもの」
- (3)「厳密なる意味に於て右二類に属せざるも古来一般に史蹟として尊重せられ特に社会人心に感化を及ぼせるもの」

第3章 史蹟の分類（『建議書草案』との比較）

第1 皇室に関するもの（追加）／第5 農業山林に関するもの（山林業追加）／第7 教育学芸に関するもの（追加）／第10 変化し易き天然状態に関するもの（追加）／第11 伝説的史蹟にして風致に関するもの（追加）

第4章 史蹟と遺物

「…史蹟は不動的遺物と称すべく、遺物は動的史蹟と称すべし、…」

第5章 史蹟遺物保存の過去及び現在（省略）

第6章 史蹟遺物保存の根本義

（1）「史蹟遺物に差等区別を附すべからず」

「…史蹟遺物はその研究の如何によってその価値を生ずるが如きも、その価値たるや史蹟遺物が本来有せるところにして、たゞ研究者によりてその価値を認めるに至りしのみ、従つてその間当初より何等の輕重を附すべきにあらず…」／「…我らはここに当局に向かつて一日も早く古社寺保存法に於ける特別保護建造物国宝指定を撤廃し、この台帳法によって新に保存事業の門に入らんことを建議す。」

（2）「史蹟遺物はすべて現在以上のものを保存せざるべからず」

「…學術的意義を有する点より、大体50年前後を以て限れること…」

（3）「史蹟遺物はたゞ単に保存せられざるべからず」

「史蹟遺物の保存は前代の記念物が今日に残存せるまゝ保護するを以て、第1の根本義とせざるべからず、換言すれば単に之を将来に於ける破壊廢滅を防止するに止むべし、之を保護せんが爲めに現在の或るものを加ふるが如き、決して學術的に保存せらるゝものと稱すべきにあらず、この復旧修繕の如きは實に保存の本旨にあらざるを了解せられざるべからず」／「…現今に於いては、復旧主義の拋棄せられざるべからざるに既に定論となれり、是れ學問なるものが、日進月歩昨非今是、その研究の深く且つ精を加ふるに従つて、その説異なり来るのみならず、理論上到底その原物に復せしむること能はざればなり、…」／「…吾人は絶対に復旧説に反對するものにあらず、ただ保存の根本義を非復旧説に置くのみ…」

第7章 史蹟遺物の保存方法

（1）現状保存 「現状保存は、史蹟遺物保存事業の最も主要なものたり、而してその全部を保存する能はざる事情ありて、その一部保存に止むるものも、また現状保存の中に属せしむべきものなりとす。然れども現状保存は、必ずしもただ旧に仍つて保存するもののみを指すにあらず、古墳の如き地上に露出せざるものにあつては、一応學術的に之を發掘し、その史学若しくは考古学上重要な価値を有するや否やを確かめたる後、之が現状保存の方法を講ぜざるべからざるものあり…」

（2）復旧保存 「復旧保存は、…素より史蹟遺物保存の本義にあらず、然れどもその材料の如何によりては、現状保存に止めず、進んで復旧に従はざるべからざることあり…」

（3）模型保存 「…模型保存法なるものは、復旧保存法と現状保存法とを補う一種の方法たるものにして…」

（4）表彰保存 「この保存法は、たゞ史蹟遺物等を表彰するに止まり、一般の注意を喚起するに過ぎざるものなり…」

（5）記録保存 「記録保存とは、記録上に史蹟に関する明細な記載を留むるを謂ふ、これ實に差別不可附なる根本義よりして台帳法の実行に入りたる保存法にして、第一の現状保存と共に、史蹟遺物の保存法中最も緊要なるものに属す…先づその現状を調査してこれに研究を加へ、精細なる目録を作つて之を後世に遺すは、ただ当面の急務たるのみならず、實に保存事業の第一歩たらずんばあらざるなり。」

されば、この記録保存は、他の保存法と平行して、必ず実行せざるべからずものにして、寧ろその準備事業とも稱すべきものに属し、大小形状性質材料等をはじめ能ふだけ明細なる記録を作り、加ふるに図面写真等を以てし、萬一史蹟遺物の廢滅散亡に帰したる場合にも、學術的に何等の支障なからしめんことを期すべし、例へば後日に至り何等その跡を存せざるに至るも、直に之に據つて、模型等の製作に従ふことを得るが如き、またこの記録保存の重要な所以なり。」

第8章 史蹟遺物保存思想の養成（省略）

第9章 保存法令と監督局及び博物館（省略）

『史蹟遺物保存に関する研究の概説』

第1 前置き (省略)

第2 史蹟と遺物

- (1) 定義 「…不可動的のものを我々は史蹟といひ、可動的のものを遺物と称する。」
- (2) 史蹟遺物の範囲 「…広義に解釈すれば、一塊の土、一つの石、何等史的痕跡が加わって居ないやうに見ゆるものでも、或はその実有つたものであるかも知れぬ。唯研究が及ばぬために、その痕跡を未だ発見し得ぬのではなからうか。』／保存は、「…国家として積極的に実行せねばならぬ。従つてそれには更に狭義の範囲を定むる必要があるのである。』／「…今我が邦の古社寺保存法で特別建造物や国宝と呼ぶるものはいふに及ばず、更に広く学問的にいつて過去の時代を記念すべき性質の史蹟遺物を指すのである。」

「…第一に我が国内で過去祖先以来我が国民の活動した痕跡を遺し、又はその活動によって生じたる製作品で、それが歴史や美術の研究上必要と認められるもの、…」／「今一つ、伝説的な史蹟遺物…」／「…尚一つ…歴史上吾々祖先以来の活動と密接なる関係を有する天然状態…」

(3) 史蹟の分類 (『建議書草案』との比較)

- 第1類 皇室に関するもの (追加)／第5類 農業山林業に関するもの(山林業追加)／第7類 教育及び学芸に関するもの(追加)／第10類 変化し易き天然状態に関するもの (追加)

第3 史蹟遺物保存の過去現在 (省略)

第4 史蹟遺物保存の根本義

- (1) 「…史蹟遺物の間には、差等區別を付すべからずと云ふのが第一の箇条であります」

「…先ず史蹟や遺物の全調査をやるのであります、調査をやって、一々台帳に書き込んで、其中でどうしても復旧や修繕をせぬと保存が出来ぬものがあれば、其委員であるとか、又は当局者が、それについて考へ…どうしてもこの台帳から進んで行わねば、保存事業の完全は期せられません」

- (2) 「…史蹟遺物は唯単に現状の俣保存せらるべきものであるといふ事です」

「それは学問が日に日に進歩して往くのが一つの理由でありまして、今日善いと思った事が研究の結果明日は異つて来ることもある…」／「今

一つ理論的に考へると、到底復旧は出来ないこととあります…」

- (3) 「…史蹟遺物は、総て現在以前の物を保存すべし…」

「現在以前と云いますと…是は歴史の方面から考へて、大概50年と云ふことを限りとする…」

第5 史蹟遺物の保存方法

- (1) 現状保存 「…史蹟は唯単に現状の俣に保存せらるべきものなりと云ふ第1の根本義を基にしたのであります、若し現状を保存することが出来ないことがありますれば、私は現状の一部に属すべきものでも宜いから保存したいと思います」

- (2) 復旧保存 「…無論史蹟遺物保存の本義でありませぬけれども、材料の種類に依りましては、復旧保存をしなければならぬこともあります…」

- (3) 模型保存 「…謂はゞ模型保存は復旧保存と現状保存の両者を補ふ為めのものでありまして、現状保存の一部の保存と共に実行をして往きたいと思ふのであります、そして又一部保存を行ふならば、必ず模型保存が之に伴わなければならぬのであります」

- (4) 表彰保存 「…史蹟顕彰保存と云つても宜い、この顕彰保存と云ふのは、史蹟や遺物を顕彰するさうして一般の注意を喚起すると云ふのであります…」

- (5) 記録保存 「…それは記録の上に史蹟遺物に関係した事を詳細に記載するのであります、是は現状保存と共に是非やらなければならぬ事でありまして、実行上第一に遺るべき事でありまして、即ち調査と云ふ事が、之に当たるのであります、…それですから、記録保存と云うことは模型保存にも、復旧保存にも、現状保存にも、表彰保存にも、同時に実行しなければならぬのであります、…後になって、何んにも遺蹟がなくても、記録によって模型も造られ、或は表彰することが出来ると云う風に、記録保存と云ふことを基にして保存法を拵えて往きたいと思ふのであります、一言にして之を盡せば即ち前に言つた台帳を作るのであります、」

第6 史蹟遺物保護思想の養成 (省略)

第7 余説 (省略)